

近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携を強化するため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、従属発電に関する登録制度を創設する。

背景

○気候変化による豪雨や台風の強度の増大



平成24年7月九州北部豪雨

○高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化



水門の門柱部のコンクリ剥離

○環境・エネルギー問題の深刻化に伴うクリーンエネルギーの必要性の高まり



農業用水を活用した小水力発電(従属発電)

改正の概要

(◎)は平成25年7月11日施行、(●)は公布後6月以内施行

水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画

河川管理者の水防活動への協力等(◎)

- 水防計画に河川管理者の協力(情報提供等)を位置付け
- 同計画に基づく水防活動への協力

事業者等の自主的な水防活動(◎)

- 浸水想定区域内で以下の事業者による避難確保・浸水防止の取組を促進(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)
 - ・地下街等
 - ・高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
 - ・大規模工場等

河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保

河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設(●)

- 河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 維持・修繕の基準を策定(政令)

河川協力団体の指定等(◎)

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体(NPO等)を河川協力団体として指定
- 河川管理者からの河川管理施設の維持、除草等の委託先に民間団体を追加

再生可能エネルギーの導入促進

従属発電に関する登録制度の創設(●)

- 既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りることとする。

地域の防災力の強化、河川管理施設等の確実な維持管理等による安全と安心の確保

○改正趣旨：改正河川法の公布後6月以内に施行することとされている「従属発電に関する登録制」、「河川管理施設等の維持・修繕」に関して、所要の改正を行う。また、プレジャーボートの適正管理を推進するために、放置艇に関する禁止・罰則規定を設ける。

小水力発電 登録制



ダムからの放流水を利用した小水力発電

- 登録（水利権取得手続の簡素化・期間短縮）の対象となる流水を、ダム又は堰から専ら次の場合に放流される流水とする。（魚道等を流下する流水は除く）
 - ・河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
 - ・洪水調節容量を確保するために必要なとき
 - ・法23条の許可を受けた水利使用のために必要なとき
- 登録事項等の登録制運用に係る所要の改正

河川管理施設等 維持・修繕



堤防の点検

- 河川管理施設等の維持・修繕に関して以下の技術的基準等を定める。
 - ・河川管理施設等の構造等を勘案し、適切な時期に巡視、障害物の処分等の河川管理施設等の機能を維持するための措置の実施
 - ・河川管理施設等の構造等を勘案し、適切な時期に、目視その他適切な方法による点検の実施
 - ・ダム、堤防等について、一年に一回以上の適切な頻度で点検の実施
 - ・損傷、腐食等の異状把握時の措置の実施

放置艇対策



河川区域内の放置艇

- 河川における放置艇対策を強化する。
 - ・みだりに船舶その他の河川管理者が指定したものを河川区域内の土地に放置等することを禁止
 - ・上記に違反した者に対する罰則

スケジュール：12月 3日 閣議決定

12月 6日 公布

12月11日 施行（放置艇関係はH26. 4. 1施行）